

第1章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

2 計画の性格

3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

核家族化や就業形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の多様化などもあり、少子化は依然として進行しています。

こうした少子化の進行は、社会保障制度等における現役世代の負担の増大のほか、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく「次世代育成支援行動計画」として、「えひめ・未来・子育てプラン」（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開してきたところです。

さらに、平成24年に「子ども・子育て支援法」が施行され、都道府県に、「子ども・子育て支援事業支援計画」の作成が義務付けられたこと等を踏まえ、次世代育成支援行動計画と一体の計画として「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（平成27年度～令和元年度）を策定し、引き続き、行政、企業、地域が一丸となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めました。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33から平成30年には1.55まで上昇したものの、20代婚姻率の低下や出産期にある女性人口そのものの減少、若者の県外流出などの影響により出生数は減少し続けています。

少子化に歯止めをかけるには、これまでの成果や新たな課題を検証するとともに、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を更に強化していく必要があります。このため、本県では、結婚から妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を強化して、引き続き総合的に推進することとしています。

本計画は、こうした本県の状況だけでなく、国の施策や県民ニーズ、子どもを取り巻く社会環境の状況なども踏まえながら、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」をテーマとして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることに十分留意したうえで、結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられるとともに、本県の子ども一人ひとりが、置かれた環境にかかわらず、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを推進するための取組みを、市町をはじめ子育て支援団体、企業、地域等と一体となって着実に実行していくことを目的として策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、本県の子どもに関わる総合的な計画として、次の性格を併せ持つものです。
- ① 次世代法第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画
 - ② 愛媛県少子化対策推進条例（平成26年愛媛県条例第47号）第8条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
 - ③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく愛媛県自立促進計画
 - ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
 - ⑥ 「健やか親子21（第2次）」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号）に基づく愛媛県母子保健計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、第6次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県社会的養育推進計画」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (4) 本計画は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）に配慮した計画です。
- (5) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

